

番号：150754

国名：チュニジア

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：観光プロモーション能力強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月中旬頃～2015年12月下旬頃まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月30日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	チュニジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

- 本件への参加を認めない。
(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

チュニジアにおいて、直接・間接効果で国内総生産（GDP）の約15%を占めている観光セクターは同国基幹産業の一つとして位置づけられており、2010年で約49万人の直接・間接雇用を産み出している。同国国内には8つのUNESCO世界遺産（世界文化遺産7か所、世界自然遺産1か所）に代表されるような史跡、伝統文化、景観やサハラ砂漠、ジェリッド塩湖など特有の自然など、多様な観光資源を有している。しかしながら、同国はヨーロッパ大陸と近接していることから、ヨーロッパ諸国からの観光客をターゲットとした地中海沿岸部における廉価なビーチリゾート開拓に力を注いできたため、本来有する豊富な観光資源を十分に活用できておらず、トルコ、エジプト、モロッコなど他の観光国よりも国際観光収入が低いということが統計上確認されている。

このような課題を受け、JICAは2000年から2001年にかけて開発調査「観光開発計画調査」を実施し、2016年を目標年とする全国を対象とした観光開発マスタープラン、観光開発計画および2006年を目標年としたアクションプランの策定を支援した。また、2010年5月にタンザニアで開催されたTICAD閣僚級フォローアップ会合において、観光分野への更なる支援の強化、特に日本人観光客誘致に対する支援の必要性が、アフリカ各国の参加者から強調されたことを受け、同年10月には同国の観光分野への協力の可能性を確認するための情報収集・確認調査が実施された。

その後、2010年12月から2011年1月に亘って同国で繰り広げられた革命の影響は、観光産業にもおよび、国家観光局（Tunisia National Tourism Office: ONTT）のデータによると外国人観光客数、観光収入及び宿泊日数のいずれも前年比30%以上減少したとされている。加えて、観光セクターにおける国内雇用者数も直接・間接雇用合わせて前年比2.3万人減となった。このように大きな打撃を受けた観光産業の回復は、同国の経済立て直しを図る上で喫緊の課題である。特に、革命の中心地ともなった同国中南部における観光振興は、若年層を中心とする失業率や沿岸部と北西部・中南部の地域間格差是正に資すると期待されている。また、観光セクターを同国の産業の主軸とする為には、従来の観光客層¹を対象としたビーチリゾートだけでは観光収益の伸びが期待できないことから、アジア圏やロシアなどの新たな観光客層の集客を図ると同時に、多様な観光資源を活かした観光商品開発が求められる。

本プロジェクト対象地域であるチュニジア国南部に位置するトズール県及びケビリ県は、ジェリッド塩湖、サハラ砂漠、山岳オアシスと言った南部固有の自然資源や砂漠の遊牧民の伝統・文化的資源など魅力的な観光資源を有している。しかしながら、今まで沿岸部のビーチリゾート開発を中心とした観光開発を推進してきたことに加え、観光省（Ministry of Tourism: MOT）、ONTTと言った国家レベルにおけるマーケティング戦略策定能力の弱さ、プロモーションに関する知識不足による効果的なプロモーション活動実施能力の低さ、観光関連民間事業者との連携が不十分であることによる観光需要への認識の低さなどが要因となって、当該地域における観光開発や観光振興の取り組みは沿岸部に比べて遅れており、魅力的な観光資源を活用した観光商品開発や観光プロモーションが十分になされていない。その結果、当該地域における外国人観光客数や滞在日数はチュニジアの他地域に比べて少なく、地域への経済的効果も限定的な状況である。

以上のような背景から、官民の連携を通じた観光プロモーションの課題に対する支援、特に沿岸部に比べて観光開発・振興が遅れている南部地域（トズール、ケビリ）へ更なる支援が必要と判断し、MOT/ONTTをカウンターパート機関（C/P）とする「観光プロモーション能力強化プロジェクト」の実施を我が国に対して要請した。この要請に基づきJICAは2012年4月に詳細計画策定調査団を派遣し、協力の枠組みについてチュニジア側と合意がなされ、2012年10月に技術協力プロジェクト実施に係る討議議事録（Record of Discussions：R/D）の署名・交換が行われた。

これまでに総括/副総括、観光マーケティング、観光プロモーション、観光商品開発、組織間調整/業務調整の専門家が派遣され、日本等遠隔地向けの観光プロモーションに係る能力強化を図っ

¹ チュニジア国家統計局の2010年統計データによると、2005年～2009年の過去5年間における国際観光客の約45%はフランス、ドイツ、イタリア、英国というヨーロッパ諸国からの観光客が占め、次に、近隣国リビア、アルジェリアからの国際観光客が全体の42.8%を占めている。

てきた。他方、国政選挙や発生したテロ事件等、現地の治安状況等により、プロジェクトの活動計画は幾度となく影響を受けてきた。プロジェクト1年目には、現地の治安状況によりプロジェクト対象地域である南部への業務渡航が出来ず、活動が北部（チュニス）に限定されたこともあり、また、上位目標達成の観点からも、当初想定されていた南部地域の観光プロモーションだけでなく、北部地域も含めたプロモーション活動を行うことになった。2年目に南部での活動は再開されたが、2015年3月に発生したテロ事件の影響等で、計画されていた日本向けマーケティング、プロモーション活動は中止となった。プロジェクト最終年は、治安回復後に効果的なプロモーション活動を迅速に実施できるよう、プロジェクト終了後も持続する官民連携体制の仕組みづくりや現地観光業従事者の人材育成に重点を置くこととしている。

今回実施する終了時評価調査は、協力期間終了を控え、これまでのプロジェクト活動の実績、成果を5項目評価に沿って確認するとともに、今後のプロジェクト成果の持続性担保に関する先方政府、C/P機関、プロジェクトに対する提言、今後の類似事業の実施に当たっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「JICA 事業評価ガイドライン 第2版」に沿って、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性・有効性・効率性・インパクト・持続性）を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。また、これら調査、情報収集、分析結果に基づき、合同評価報告書（案）を作成する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

（1）国内準備期間（2015年10月中旬～10月下旬）

- ア 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会（JCC）議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理・分析する。
- イ 既存のPDM（Project Design Matrix）に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目、データ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ウ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P、その他相手国側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- エ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣（2015年11月上旬～11月下旬）

- ア JICA チュニジア事務所等との打合せに参加する。
- イ プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ウ C/P と評価グリッドに基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
- エ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績への貢献及び阻害要因を抽出する。
- オ 国内準備作業並びに上記（2）ウ及びエで得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P等と共に評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- カ 合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- キ 協議記事録（M/M）案（英文）の作成に協力する。
- ク 担当分野に係る現地調査結果を JICA チュニジア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年11月下旬～12月上旬)

- ア 評価結果要約表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。
- イ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ウ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書 (案) (和文) の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同評価報告書 (案) (英文1部)
 - (2) 評価結果要約表 (案) (和文・英文各1部)
 - (3) 終了時評価調査報告書 (案) (和文1部)
- 上記(1)～(3)については、電子データで提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2015年11月初旬頃～11月中下旬頃を予定しています。
本業務従事者は、当機構の調査団員より約1～2週間先行して現地調査を開始する予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構チュニジア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。)
- エ) 通訳備上
英語⇄仏語の通訳を備上
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

① 案件情報

本案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

http://gwweb.jica.go.jp/KM/KM_Frame.nsf/NaviIndex?OpenNavigator

② 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイ (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

チュニジア共和国観光プロモーション能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

③ 本業務に関する以下の資料を、当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム (Tel03-5226-8049) で配布します。

- ・ R/D (当初PDM含む)
- ・ PDM (最新版)
- ・ プロジェクト事業進捗報告書

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 業務従事者は観光開発に関する調査経験があればなお望ましい。

③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAチュニジア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

④ 「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談ください。

以上